1 第3次かわさきノーマライゼーションプランとは

- ・本市においては、障害者計画と障害福祉計画をノーマライゼーションプランとして一体的に策定することにより、障害保健福祉分野のみならず、障害者関連の施策全体の推進を図り、サービスの提供体制や基盤の整備に取組んでいる。
- ・「川崎市総合計画」における具体的な取組計画を定めた政策領域別計画の一つとして位置づけている。

(1) 川崎市障害者計画

- ・障害者基本法に基づき、障害者に関する施策の方向性についての基本的な計画
- ・国計画を基本に都道府県計画を、都道府県計画を基本に市町村計画を策定する位置づけ。 ☆計画期間に関する国規定はない。(自治体により異なっている)
- 第1次計画期間:平成9年度から平成22年度
- 第2次計画期間:平成16年度から平成22年度→支援費制度導入などにより第1次計画の中間年度で見直し
- 第3次計画期間: 平成21年度から平成25年度(現行計画)

(2) 川崎市障害福祉計画

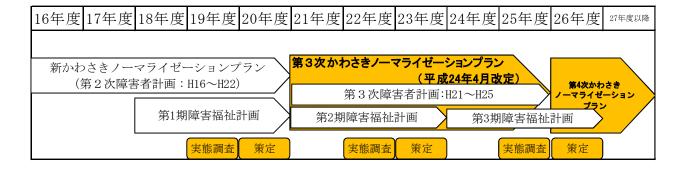
・障害者総合支援法〈*1〉に基づき、障害福祉サービス等に係る数値目標・サービス見込量を定めた計画 〈*1〉障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

☆計画期間は3年間の国規定あり(各自治体統一)

第1期計画期間:平成18年度から平成20年度

第2期計画期間:平成21年度から平成23年度

第3期計画期間:平成24年度から平成26年度(現行計画)



2 第4次かわさきノーマライゼーションプラン策定にあたって考慮すべき点

(1)計画内容

- ○障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定め、主に考慮しておくべき論点は 次の事項と考える。
- ・障害者総合支援法(平成25年度以降順次施行)に対応した取り組み
- ・障害者差別解消法〈*2〉(案)等、差別の禁止に対する取り組み

〈*2〉障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

☆差別:障害を理由とする区別・排除等を行うことや、障害のないものと同様の機会や待遇を確保する合理的配慮を行わないこと

・本市の第4期実行計画の策定作業との連携

(2) 策定手続き

・障害者その他の関係者の意見を聴き、意見を尊重するよう努めながら策定する

3 改定作業の考え方

(論点1) 障害者計画と障害福祉計画との関係

・障害者計画が、教育、雇用、保健・医療、広報、情報コミュニケーションなど、福祉分野以外も含めた障害に関する施策の基本的な方向性を定め、障害福祉計画が、そのうちの障害者総合支援法に定める個別サービスの必要量の見込みを定める関係にあることから、<u>両計画の内容を連動させながら市民への実態調査を踏まえながら一体的に策定していくことが、市民にわかりやすく、計画策定手法として望ましい。</u>

(論点2) 障害者総合支援法との関係

・<u>平成25年度から障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が施行</u>されたが、平成25年度からの内容は現行計画でも影響のあるものは少なく、重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者に加え重度の知的障害者・精神障害者に拡大される予定)、グループホーム・ケアホームの一元化、障害支援区分の創設と <u>平成26年度に大きな制度変更が予定</u>されており、<u>平成25年度末(予定)に全体的な概要が明確になってから計画を策定することが望ましい。</u>

(論点3)障害者差別解消法(案)の施行との関係

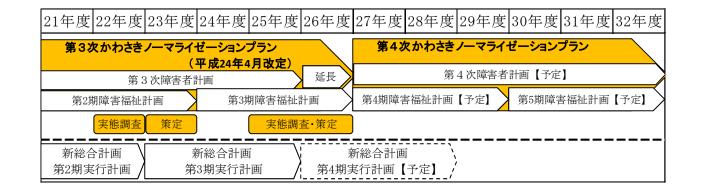
・<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)</u>案が成立した場合、<u>「障害に応じた</u> <u>合理的配慮をしないこと」が差別に該当するとされる</u>ことから、健康福祉局所管事業以外にもまちづくり、 雇用、教育、広報など様々な他局事業や社会全体での差別禁止に向けた取組みも求められるなど、<u>障害者</u> <u>計画に定める施策に大きく影響する</u>ことから、<u>平成25年度末(予定)に全体的な概要が明確になってか</u> <u>ら計画を策定することが望ましい。</u>

(論点4) 第4期実行計画の策定作業との連携

・ノーマライゼーションプラン(障害者計画・障害福祉計画)が、総合計画の具体的な取組計画となる政策 領域別計画と位置づけられていることから、第4期実行計画の策定作業との連携をさせていく。



第4期実行計画の策定作業との連携を図る観点から、現行の第3次かわさきノーマライゼーションプラン改定版については、必要に応じ見直しを行うこととし、第4次ノーマライゼーションプランについては、平成25年度中に、障害者施策審議会においてその柱となる主要障害施策の中長期的な方向性についての協議を進めていく。また、国レベルでの障害者施策に係る大きな制度変更を踏まえた上でより具体的な計画を策定していく観点から、平成25年度までとなっている障害者計画の計画期間を延長し、平成27年度からの第4次ノーマライゼーションプランについて障害者計画と障害福祉計画とを一体的に策定する。



~まちで暮らそう21世紀~

第3次 かわさき ノーマライゼーションプラン(改定版)の施策体系

基本理念

育ち、学び、働き、暮らす

ライフサイクルに応じた 総合的な支援体制の構築 地域でふれあい、支え合い

地域で支え合う社会の 実現

やさしいまちづくり

誰もが快適で暮らしやすい まちづくりの推進

計画推進の 方向性

の

ന

地域生活支援の充実

地域生活への移行支援

就労に向けた支援

者 計 計画期間: H21~H25 ⇒ H26年度まで1年延長

【基本理念1】

育ち、学び、働き、暮らす

- (1)子どもと家庭への支援
- 1)総合的な支援体制の構築 2)相談支援体制の充実
- 3)専門的な相談支援体制の整備
- 4)早期発見・早期療育の促進
- 5) 障害児入所施設機能の充実
- 6)特別支援教育の推進
- 7) 高校・大学等における教育 ■8)家庭への支援の充実
- 9)地域における交流の支援
- (2)地域における自立した生活の支援
- 1)総合的な支援体制の構築
- (重2)相談支援体制の充実
- 3) 専門的な相談支援体制の整備
- ●4)生活支援サービスの充実
- 5)経済的自立の支援
- ●6)福祉用具の開発と効果的な利用の
- ●7)入所施設や病院等からの地域移行 支援
- 18)多様な支援ニーズへの対応
- 19)サービスの質の向上
- 10)サービスの担い手の確保と養成

(3)障害特性に応じた日中生活の場 の整備

- 1)日中活動サービスの提供
- 2)日中活動サービスの充実
- 3)サービス基盤の整備
- (4)就労支援と雇用の拡充
- ■1)総合的な就労支援体制の構築
- 2) 就労移行支援の強化
- 3) 就労支援基盤の整備 4)就労の継続支援
- 5)障害者雇用の拡充

(5)生活しやすい住まいの整備

- ■1)ケア付き住宅の整備促進
- 2)施設入所機能の充実
- 3)公営住宅の整備 4) 民間住宅への入居促進
- ●5)快適な住まいづくりの支援

(6)保健医療分野との連携

- 1)障害者の医療制度と医療的ケア等の充実
- 2)精神科医療の充実と心の健康の推進
- 3)福祉サービスにおける医療的ケアの提供 (重4)リハビリテーション医療システムの
- 検討・整備

【基本理念2】

地域でふれあい、支え合い

- (1)地域における交流の促進
- ●1)当事者や家族の活動の充実 2)地域における多様な支え合い の構築
- 3)福祉教育の推進
- 4) 啓発・広報活動の推進

(2)権利擁護の推進

- 1)成年後見制度等の利用の推進
- ●2)サービスの利用援助と苦情解決 3)虐待の防止〈新規〉
- (3)社会参加活動の充実
- 1)文化・スポーツ活動の推進 2)社会教育・生涯教育の実施
- (4)国際交流の推進
- 1)国際交流 2)国際協力

2) 防犯対策の充実

の推進

2) 道路の環境整備

4)公共施設の改善

5)まちの情報提供の充実

(2)防災・防犯対策の充実

【基本理念3】

やさしいまちづくり

(1)ユニバーサルデザインに配慮

1)誰もが暮らしやすいまちづくり

3)公共交通機関のバリアフリー化

1)災害時に対応できる環境整備

した生活環境の整備

第3期障害福祉計画

計画期間: H24~H26

【平成26年度までに重点的に取り組む目標】

施設入所者の地域生活への移行

①入所施設からの地域移行 146人 ②施設入所者の削減 ▲ 15人 (第1期から第3期までの累計)

■数値目標 2

入院中の精神障害者の地域生活への移行 210人

(第3期のみの累計)

■数値目標3

福祉施設からの一般就労への移行 (平成26年度)年間45人

【障害福祉サービス等の必要な量の見込みと その見込量を確保するための方策】

- ■日中活動系サービス
- 生活介護
- · 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- ·就労継続支援(A型·B型)
- 地域活動支援センター

■居住系サービス

- ・共同生活援助(グループホーム)/ 共同生活介護(ケアホーム)
- ・施設入所支援
- ·自立訓練(宿泊型)
- ・福祉ホーム
- ■訪問系サービス
- ・居宅介護 ・重度訪問介護
- ・行動援護
- 同行援護
- ■その他のサービス
- ·短期入所
- •計画相談支援 他

【地域生活支援事業等の実施に関する事項】

新たな在宅福祉施策

【基本的な目標】 地域生活のあんしんを支える共生社会の実現

- ■新たな障害に対する専門的支援体制の構築
- ■緊急対応可能な地域支援体制の整備
- ■当事者活動に対する支援

【施策Ⅱ】

重度化や高齢化に対応した住まいと生活の支援

新たな在宅福祉施策として重点的に取り組む施策

- ■重度及び高齢障害者等に配慮したグループホーム 等の整備
- ■多様なニーズに対応した住環境の整備
- ■訪問入浴サービスの拡充
- ■障害児・者の見守り支援体制の充実

【施策皿】

自立生活と社会参加のきめ細かな支援

- ■福祉用具の給付等の充実
- ■個別のニーズに対応した移動の支援
- ■障害児の放課後等日中活動支援の充実
- ■就労支援体制の整備と福祉的就労に対する支援

: 新たな在宅福祉施策として 重点的に取り組む施策

【施策I】

在宅生活を支える地域づくり

- ■相談支援システムの充実
- ・高次脳機能障害者のための支援体制の整備 ・発達障害者のための支援体制の整備
- 身近な地域における短期入所の充実

・地域生活支援の拠点づくり

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

1. 趣旨

(平成24年6月20日 成立•同年6月27日 公布)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、 社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除 去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念 として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。) 「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて 行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える。)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項 及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計 画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ 把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①~③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方 ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案(障害者差別解消法)の概要

障害者基本法 第4条

基本原則差別の禁止

第1項:障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項:社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている 障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負 担が過重でないときは、それを怠ることによ つて前項の規定に違反することとならないよ う、その実施について必要かつ合理的な配慮 がされなければならない。 第3項:国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国·地方公共団体等 民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等

民間事業者

法的義務

努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)

- 国・地方公共団体等
- ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※

● 事業者

事業分野別の指針(ガイドライン)を策定

」※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

Ⅱ. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日:平成28年4月1日(施行後3年を目途に必要な見直し検討)